

# かながわ水源環境保全・再生基本計画

## 策定の背景・経緯とねらい

本県では、戦後、京浜臨海部を中心に急速に工業化が進み、水の需要も急増してきました。

そのため、水源地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、相模ダムの建設をはじめとした水源開発に努め、経済の発展や豊かな県民生活の礎となる水の確保を図ってきました。そして、2001(平成 13)年の宮ヶ瀬ダムの完成をもって、県民が必要とする水源の確保に一区切りをつけることができました。

しかし、その水を育む丹沢をはじめとする水源の森林は、荒廃が進み、水をかん養する力が損なわれていました。また、県民の水がめとして清浄に保たれるべきダム湖は、生活排水などによる富栄養化によりカビ臭のもととなるアオコが発生していました。

こうした状況を解決するため、本県では県民の皆様や市町村、県議会との意見交換を重ね、2005(平成 17)年に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(以下、「施策大綱」という。)を策定し、2007(平成 19)年度から個人県民税の超過課税(水源環境保全税)を導入して、水のかん養や浄化などの機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策などの水源施策を行ってきました。また、有識者や関係団体、公募された県民の代表者からなる「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下、「県民会議」という。)を設置し、水源施策に対する事業評価を行うとともに、実施計画の見直しの際には、意見をいただくなど、県民参加型の施策推進に取り組んできました。

他方、その間には、国においてもパリ協定の枠組みの下、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等が必要との判断から、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点により、2019(平成 31)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同(令和元)年度から市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与が開始されました。これに伴い、本県では、水源環境保全税を活用した森林整備を含めた水源施策と国からの森林環境譲与税を活用した取組とのすみ分けについて整理を行い、水源環境保全税と森林環境譲与税による事業を組み合わせることにより、県内すべての森林の保全・再生に取り組んできました。

施策大綱は、期間を 2007(平成 19)年度から 2026(令和 8)年度までの 20 年間としており、施策大綱期間終了後の水源施策については、2024(令和 6)年3月に県民会議から評価報告書(暫定版)及び意見書をいただきました。また、この間、市町村、県議会、関係団体、県民の皆様から多くの御意見等をいただきました。

こうしていただいた、県民の皆様や市町村などからの御意見や施策大綱に基づくこれまでの事業成果などを基に検討を重ね、施策大綱期間終了後の水源施策として、新たな「かながわ水源環境保全・再生基本計画」を取りまとめました。